

一般社団法人 日本アレルギー学会
学術大会賞細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本アレルギー学会（以下、「本学会」という。）表彰規程第3条の規定に基づき、本学会学術大会において、独創的な研究業績を報告した本学会若手会員を顕彰し、我が国の臨床アレルギー学の向上を図ることを目的とし、一般社団法人日本アレルギー学会学術大会賞（以下、「本賞」という。）の選考に関し必要な事項を定める。

(応募者の資格)

第2条 応募者は次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 本学会の正会員であること。
- (2) 過去に本賞の受賞歴がないこと。

(応募対象研究業績)

第3条 次の各号の全てを満たす研究業績を本賞の対象とする。

- (1) 臨床アレルギー学に繋がる独創的研究で、将来の発展を期待しうる若手（大学卒業後15年以内）の萌芽的研究。ただし、研究の主要部分が日本国内で行われた研究業績に限る。
- (2) 当該年度の本学会学術大会で、一般演題、またはシンポジウムで発表された研究業績であること。

(応募方法)

第4条 応募者は、次の各号の書類を、所定の応募用紙を用い提出する。

- (1) 申請書（氏名、所属、所属所在地、略歴、共同演者全員の同意等）
- (2) 業績の概要
- (3) 応募対象の学術大会抄録

(選考委員会)

第5条 本賞の受賞候補者は、学術賞選考委員会が選考する。

- 2 学術賞選考委員会は、推薦委員、当該年の学術大会会長、学術大会委員長及び和文誌・英文誌編集委員長で構成する。
- 3 応募者の共同研究者、または応募者と所属を一にする委員は、当該件の選考に関与出来ない。

(選考等)

第6条 受賞者数は原則として5名以内とする。

- 2 受賞者は理事会にて決定される。
- 3 受賞者には賞状および副賞を贈呈する。副賞については別に定める。
- 4 発表は、社員総会において行われる。

(受賞の条件)

第7条 受賞に際しては、次の各号を条件とする。

- (1) 受賞研究業績を本学会誌へ原著論文、または綜説として投稿する。
- (2) 研究内容、抱負を学会ホームページに掲載する。

(副賞の原資)

第8条 本賞の副賞の原資は、学術大会賞積立資産として管理する。積立資産の執行については別に定める。

(補則)

第9条 この細則に定めるもののほか、本賞について必要な事項は別に定める。

(細則の変更)

第10条 この細則の変更は、理事会の承認を要する。

附 則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

平成24年 4月 1日制定
平成25年10月 8日改正
平成27年 3月20日改正
平成27年 9月 4日改正
平成27年12月11日改正
令和元年 6月13日改正

学術大会賞副賞に関する内規

一般社団法人日本アレルギー学会学術大会賞細則第6条第3項にある副賞に関して、以下とする。
令和2年より副賞は100,000円とする。

附 則 この内規の変更は、理事会の承認を要する。

令和元年 6月 13日理事会承認